

食品と放射能に関する消費者理解増進チームについて

〔平成25年1月7日〕
消費者庁次長決定

一部改正 令和元年6月26日

1. 目的

食品と放射能に関するコミュニケーションの強化を進め、風評被害の防止を図るため、当分の間、「食品と放射能に関する消費者理解増進チーム」を置く。

2. 構成

構成員は、次のとおりとする。

チームリーダー：食品を担当する審議官

サブリーダー：消費者教育推進課長、地方協力課長及び消費者安全課長

メンバー：消費者教育推進課、地方協力課及び消費者安全課の職員
の中から消費者庁次長が指名する者

3. 事務

食品と放射能に関する消費者理解増進チームは、次の事務を行う。

- (1) リスクコミュニケーションの強化に関すること
- (2) その他消費者の理解の増進に関すること

(附則)

この決定は、平成26年4月1日から施行する。

(附則) (令和元年消費者庁訓令第7号)

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。